

矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領

(平成21年6月8日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託、役務提供、物品・資材調達等（以下「市工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、市工事等の入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が、工事事故等又は贈賄及び不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、第11条に定める矢板市建設工事等請負業者指名停止審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、本市外における契約に関するもので本市外に本社を置く有資格者については、栃木県の審査結果があるものは、これを準用し決するものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、市が発注する市工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1

か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期末満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第7号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号イ、第5号又は第7号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号から第7号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、指名停止等の措置を行ったときは、様式第4号により関係所属長等に対し遅滞なく通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事など特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（事故及び不正行為等の報告）

第10条 市工事等の発注担当の長は、所管する市工事等について、有資格業者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めたときは、速やかに様式第5号を作成し、市長に報告しなければならない。

（審査会の設置）

第11条 指名停止の措置に関し審査するため、矢板市建設工事等請負業者指名停止審査会を置く。

2 審査会の組織、運営その他については、別に定める。

（指名停止措置の公表）

第12条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止の措置

を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。ただし、措置の原因となる事実又は行為が平成21年6月30日以前に発生したものについては、従前の例による。
- 2 矢板市建設工事等指名停止基準（昭和53年7月27日施行）は廃止する。
- 3 矢板市発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準の規定中「矢板市建設工事指名停止基準」を「矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」に改める。
- 4 矢板市建設工事指名業者審査会内規第1条中「矢板市建設工事指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）第4条」を「矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第11条」に改める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

矢板市長

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴 様が（の） ① ことは誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。
今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間 ②

2 指名停止の理由 ③

(注) ① 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。

② 指名停止期間の始期及び終期を記載する。

③ 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

矢板市長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

さきに 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止
を行った旨を通知したところであるが、このたび下記のとおり指名停止の期間を変
更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止期間
- 2 変更後の指名停止期間
- 3 変更の理由

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

矢板市長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

さきに 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止
を行った旨を通知したところであるが、 年 月 日これを解除したの
で通知する。

(様式第 4 号)

第 号
年 月 日

関係各課かい長 様

矢板市長

工事事故等を起こした有資格業者に対する措置について（通知）

矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づき、下記のとおり措置したので通知する。

記

業 者 の 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名 本 社 又 は 営 業 所 の 所 在 地 建 設 業 許 可 番 号	
措 置 の 内 容	
措 置 の 理 由	
措 置 要 領 該 当 条 項	

（注）措置決定、変更、解除いずれの場合も本様式を使用するものとする。

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

矢板市長 様

関係課かい長

工事事故等発生報告書 (第 報)

指名停止等措置要領第 1 0 条に基づき報告します。

業者の商号又は名称
(元請業者)
代表者の氏名
本社又は営業所の
所在地

入札参加資格の内容
(認定業種・格付等)

工事事故の概要

① 工事名称

② 発生日時

③ 発生場所

④ 事故等の状況
(注 1)

⑤ 事故等の経過 (注2) ⑥ 発生原因 (注3) ⑦ 下請業者の状況 (当該事故等に関 係のある場合に記 載する。) ⑧ 他機関との関係等 (注4)	
備 考	

(注1) 事故等の状況には、被災者本人の情報、被災の状況、物損の状況等の確認を可能な範囲で行い、把握できた情報を具体的に記載すること。

(注2) 事故等の経過には、発生から報告までの主な経過について、時系列で記載すること。

(注3) 発生原因には、請負人が安全管理措置を適切に措置していない場合、作業員個人の責めに帰すべきものと認められる場合、第三者の行為によるものと認められる場合など、事故の発生した原因を具体的に記載すること。

(注4) 他機関とは、労基署、警察署及び事故に関係するその他の機関を指し、当該機関とのやり取りの状況等があればその内容を記載すること。

※ 備考欄には、その他の特記事項等のほか、当該報告書に係る照会先（担当部署、担当者氏名、電話番号等）を記載すること。

なお、必ずしも本様式による必要はないので、業者から提出のあった事故報告書や診断書等、及び既存の資料等（契約書類、図面、現場写真など）の写しで足りるものについては、記載に代えてそれらの添付とすること。

(公表様式)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号

2 指名停止措置期間

年 月 日から 年 月 日まで ()

3 指名停止措置の範囲

矢板市が発注する工事等

4 事実概要

5 指名停止措置理由

〔指名停止等措置要領別表第 第 号〕

措 置 要 件	期 間

※ 建設業許可番号の上2桁は都道府県のコード番号である。

(国土交通大臣許可業者は00、栃木県知事許可業者は09)

本件問い合わせ先
矢板市〇〇〇部〇〇課〇〇〇担当 矢板市本町5番4号 電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

別表第 1

矢板市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事)	
2 市工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
3 市内における工事等で市工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反)	
4 第 2 号に掲げる場合のほか、市工事等の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	6 か月以上 24 か月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	5 か月以上 18 か月以内
ハ 使用人（有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3 か月以上 12 か月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	5 か月以上 18 か月以内
ロ 一般役員等	3 か月以上 12 か月以内
ハ 使用人	2 か月以上 6 か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	5 か月以上 18 か月以内
ロ 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
ハ 使用人	1 か月以上 3 か月以内

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 イ 市工事等にかかる違反行為 ロ 本市内における工事等にかかる違反行為（上記イに掲げる場合を除く。） ハ 上記イ及びロ以外の工事等にかかる違反行為 (競売入札妨害又は談合) 5 市工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人 (重大な独占禁止法違反行為等) 7 本市の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。 イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内 5 か月以上 18 か月以内 3 か月以上 12 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 5 か月以上 18 か月以内 3 か月以上 12 か月以内 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 36 か月以内

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
8 市工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 9か月以内
9 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
(暴力団等)	
12 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から6か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間
13 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内
14 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内
15 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内
16 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内